

令和3年3月26日

条例第6号

(趣旨)

第1条 栃木市立美術館条例（令和3年栃木市条例第4号）第13条及び栃木市立文学館条例（令和3年栃木市条例第5号）第14条の規定に基づき、栃木市立美術館・文学館運営協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、栃木市教育委員会（以下「教育委員会」という。）又は栃木市立美術館（以下「美術館」という。）若しくは栃木市立文学館（以下「文学館」という。）の館長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会又は美術館若しくは文学館の館長に意見を述べるものとする。

- (1) 美術館又は文学館の運営の基本方針に関する事項
- (2) 美術館又は文学館が行う事業の計画に関する事項
- (3) 美術館又は文学館の事業の実績及び成果の評価に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、美術館又は文学館の運営に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員11人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 美術に関する識見を有する者
- (2) 文学に関する識見を有する者
- (3) 文化財の保護に関する識見を有する者
- (4) 社会教育に関する識見を有する者
- (5) 観光に関する識見を有する者
- (6) 学校教育に関する識見を有する者
- (7) 本市にゆかりのある美術工芸家の顕彰団体から選出された者
- (8) 本市にゆかりのある文学者の顕彰団体から選出された者
- (9) 公募による者
- (10) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱又は任命後最初の会議は、教育委員会が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に書類の提出及び説明を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 協議会の会議は、公開とする。ただし、協議会が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会事務局美術・文学館課において処理する。

(令4条例15・一部改正)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年条例第15号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。